

広島県告示第千二百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十九年十二月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
温品三丁目一地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市		町	字	地 番	標 柱 番 号
広島市東区		温品三丁目	須賀谷	三三四番	標柱一号
				五二六番四	標柱二号
温品三丁目				五二二番二	標柱三号
				五二二番二	標柱四号及び五号
				五二二番一	標柱六号及び七号
				五二六番二二	標柱八号
				五二六番一一	標柱九号
				五二六番一四	標柱一〇号
				五二六番一六	標柱一一号
				五二六番一九	標柱一二号
				五二六番五	標柱一三号
				三三五番一	標柱一四号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
利松二丁目一七地区
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

		廣島市佐伯区		郡市
利松二丁目	五日市町		利松二丁目	町
	口和田	利松		大字
	迫谷		大谷	字
三八番	二六九番		一番一	五一番一
	二六九番地先水路敷			
	二六九番		一番一	地番
	二六九番地先水路敷		標柱三号から 標柱五号まで	標柱番号
標柱九号		標柱八号	標柱六号及び七号	標柱一 号及び一〇号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

似島家下地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を昭和五十九年三月二十九日広島県告示第三百十五号で指定した土地に添って結んだ線、標柱三号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱二号及び三号は同告示で指定した土地に存する標柱一号及び七号と同一とする。

		廣島市南区		郡市
		似島町		町
		家下		字
五六八三番		五六八六番一		地番
五七七四番		五六八六番二		
五七七九番一、五七七九番二		五六九五番一		
辛五六四九		五六九七、五六九八		
標柱一〇号		標柱一号		
標柱九号		標柱二号		
標柱六号から標柱八号まで		標柱三号		
標柱五号		標柱四号		
標柱四号		標柱五号		標柱番号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

広三芦二丁目一地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十八年二月二十七日広島県告示第百八十七号（以下「告示A」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成七年九月十四日広島県告示第九百六十号（以下「告示B」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は告示Aで指定した土地に存する標柱三号及び二号と同一とし、標柱四号は告示Bで指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱五号は告示Bで指定した土地に存する標柱一号と十一号を結んだ線上に存するものとする。

郡市		町		字		地番		標柱番号	
呉市		広三芦二丁目		狸山		八七六〇番一		標柱一号及び五号	
		広町				甲一七四九番		標柱二号	
						一七五〇番		標柱三号及び四号	